

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるとは、
翌日)

目 次

◇ 条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十二号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第九十六条第一項第七号」を「第九十六条第一項第八号」に、「又は動産の買入れ又は」を「若しくは動産の買入れ若しくは」に改め、「限る。」の下に「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い」を加える。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

第二条 重要な公の施設等の指定等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十六条第一項第十号」を「第九十六条第一項第十一号」に改める。

第三条中「第九十六条第一項第十号」を「第九十六条第一項第十一号」に、「こえる」を「超える」に改める。

(鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「又は」を「若しくは」に、「土地」を「不動産の信託の場合を除き、土地」に改め、「限る。」の下に「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡」を加える。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「又は」を「若しくは」に、「土地」を「不動産の信託の場合を除き、土地」に改め、「限る。」の下に「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十九項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十一年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年十二月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び別表第一の備考の四中「第一条第一項」を「第一条の第二項」に改める。

別表第二中「気高町」の下に「北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、新町三丁目、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。